

◎新潟県告示第385号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、小木港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年8月30日

小木港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和元年8月19日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
羽茂地区	小型さん橋 船揚場	1基 延長10m

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
羽茂地区	ふ頭用地	面積4ha
	港湾関連用地	面積1ha
	交流厚生用地	面積1ha
	工業用地	面積4ha
	都市機能用地	面積5ha
	交通機能用地	面積1ha
	緑地	面積1ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎